

T-NEWS

2

【 Vol.057 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

- 中小企業向け所得拡大促進税制の見直し
- 12月開始、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
- 巧妙化するサイバー犯罪！最近の傾向と注意したい点
- 期限延長などの当面の税務上の取扱は継続



「リモートコンサルティング」、好評です

新型コロナウイルス感染症に関する最近のニュースによると、40歳未満でも重症化する方、後遺症と闘っている方が少なくないそうです。

こんな時期だからこそ、保障内容の再点検を。昨年6月からスタートしたリモートによる面談もオススメです。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、アプリ等のインストールも不要です。仕事や家事の隙間時間に、ぜひお声がけください。



土屋 敬のつれづれ雑記 『成功の秘訣』

梅の開花の便りが届く季節となりました。
皆さま、お元気でいらっしゃいますか？

先日読んだ雑誌に、こんな言葉が書いてありました。

“Chance favors the prepared minds”
チャンスは準備された心に降り立つ。

いい言葉ですね。

これは細菌学者であるパスツールの言葉だそうで、
元々の意味は、

「人類の進歩に結びつくような重要な発明や発見は、
偶然や、幸運や、まして夢の中からもたらされるわけではなく、
如何に十分に周到な準備が行われていたかに因る」
ということだそうです。

私自身が「努力家」とはほど遠い生活をしているだけに、言葉が身にしみます。

やっぱり、歴史に残る発明や発見にとどまらず、恐らくほとんど全ての成果は、
準備や努力の度合いに強く相関するのではないかと思います・・・。
(相関はしても、比例はしないところが神様の気まぐれなところだと思うのですが・・・)

準備で、ほとんど結果は決まる。

プロと素人との決定的な違いは、
プロは「まぐれ」ではなく、コンスタントに実力を発揮するところです。

準備により、不確実性を最大限減らすことによって
「偶然の女神」が微笑んでくれるのではないのでしょうか・・・。

1にも2にも、準備、準備ですね。

今日も一日、一緒に頑張ってまいりましょう！



中小企業向け所得拡大促進税制の見直し

令和2年12月10日に、自由民主党と公明党から令和3年度税制改正大綱が発表された。その中から、今回は「所得拡大促進税制の見直し」を取り上げる。

■ 現行制度の概要

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者などが、一定の要件^(※)を満たしたうえで、前年度より給与などの支給額を増加させた場合、その増加額の15%を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度である。

※一定の要件: 継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で1.5%以上であること。

なお、給与から雇用調整助成金などの額などの一定の助成金を控除して求める必要がある。さらに、継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で2.5%以上であり、教育訓練費が前事業年度比で10%以上増加、あるいは中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けておりその経営力向上が確実になされている場合には、25%の税額控除率となる。

■ 改正内容

次の見直しを行ったうえで、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長する。

- 継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で1.5%以上であることの要件を、雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で1.5%以上であることに見直す。
- 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で2.5%以上であることの要件を、雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で2.5%以上であることに見直す。

なお、今改正で給与などの支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、範囲が明確化されるとともに、次の見直しが行われる。

- 上記1及び2の要件を判定する場合には、「雇用調整助成金等およびこれに類するものの額」を控除しないこととする。
- 税額控除率を乗じる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、「雇用調整助成金等の額およびこれに類するものの額」を控除して計算した金額を上限とする。

現行制度では、継続雇用者給与等支給額の集計に手間がかかっていたが、改正後は実務的にはシンプルな計算方法となる。

* 令和3年度税制改正大綱については、国会を通過するまでは確定事項ではありません。

(今村 京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

12月開始、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

自然災害の影響により、たとえ命が助かって住む家や働く場所を失ったうえ、それらの住宅ローンや事業性ローンなどの借金が残ってしまう被災者も少なくありません。もし既存のローンが返済できなくなった場合、債務を整理するためには破産手続および再生手続の2つの法的手続がありますが、法的手続により債務整理を行った場合には、その事実が個人信用情報として登録され、新たな借入が受けられないといった問題が生じることがあります。

そこで、法的手続によらずに、債権者(主として金融機関等)と債務者の合意にもとづき債務整理を行う際の準則として「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が2015年12月に取りまとめられ、2016年4月から適用が開始されました。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用できるのは、2015年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローンなどの既往債務を返済できなくなり破産手続などの法的倒産手続の要件に該当することになった個人の債務者(個人事業主を含む)ですが、2020年10月30日に新型コロナウイルス感染症がガイドラインの適用対象として追加され、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』および同特則Q&Aが制定され、2020年12月1日から適用が開始されました。

■適用要件等

■対象となり得る債務者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上げなどが減少したことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の対象債務を返済することができないまたは近い将来において返済することができないことが確実と見込まれること
- ・債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること など

■対象となり得る債権者

- ・金融機関など(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社および債権回収会社ならびに信用保証協会、農業信用基金協会等およびその他の保証会社)

■対象債務

- ・2020年2月1日以前に負担していた既往債務
- ・2020年2月2日以降、特則制定日(2020年10月30日)までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上などの減少に対応することを主な目的として以下のような貸付などを受けたことに起因する債務

- ① 政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資
- ③ 民間金融機関における個人向け貸付

債務の免除などには、一定の要件(債務者の財産や新型コロナウイルス感染症影響前後の収入状況、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況などを総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

なお、債務整理したことは、個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。

参照:「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

<http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl-covid19.pdf>

(株式会社セールス手帖社保険FPS研究所 教育企画部 高田康正)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

巧妙化するサイバー犯罪！最近の傾向と注意したい点

外出自粛が緩和される一方で、仕事や趣味などをオンライン上で完結する新たな流れも定着しつつあります。そんな中で心配なのが、PCやスマホを通して重要な情報が盗まれたり、不正プログラムに感染させられるサイバー犯罪の可能性です。最近はどのような傾向があるのでしょうか？

■「標的型メール攻撃」の内容も巧妙化

警察庁では独自の検知システムにより、通常のインターネット利用では想定されない接続情報などを集約・分析しています。それによって検知されたアクセスの大半は、不特定多数を対象とするサイバー攻撃や、ネットワークに接続された機器のぜい弱性を探索する犯罪の準備行為と考えられています。

令和2年上半期に警察庁のシステムが検知したアクセス件数(全ポート)は、1日・1IPアドレス当たり6,218.1件でした。令和元年上半期の3,530.8件、令和元年下半期の4,842.4件と比較しても増加傾向が続いており、サイバー攻撃などの被害に遭うリスクが高まっていると言えるでしょう。

代表的な手口として、メールに記載されているURLや添付ファイルに誘導し、不正プログラムに感染させる「標的型メール攻撃」は広く知られるところですが、これに対して不審なメールは開かないなど、防犯意識も高まっていると考えられますが、最近では以下の事例にも見られるように、内容や文面が巧妙化しています。

- ・添付資料を確認して更新するよう、メール中のリンク先に接続するよう誘導するメールが送られてきた。
- ・製品に関する質問(在庫確認や見積もり依頼)と称して、添付された圧縮ファイルを開くよう促すメールが送られてきた。

このように受信側に少しでも心当たりのある内容なら、リンク先や添付ファイルを開いてしまう可能性もゼロではありません。判断に迷う時は周囲の意見を聞いたり、似た文面のメールが出回っていないか調べるなど、慎重な対応が求められます。

■新型コロナウイルス感染症に乗じた手口も

今年のサイバー犯罪の大きな特徴として、新型コロナウイルス感染症に乗じた手口があります。6月末までに警察庁に報告があった関連事案は608件ですが、泣き寝入りのケースなども考えれば氷山の一角でしょう。具体的には以下のような内容が報告されています。

- ・国外の取引会社に商品を発注したところ、同社社員を名乗る者から「新型コロナウイルス感染症の影響でいつもの銀行が利用できないので、別の口座に振り込んで欲しい」とメールで依頼があり、指定口座に送金した。後日、取引先から支払を求める正規のメールがあり、騙されたことに気が付いた。
- ・実在する保健所をかたり、新型コロナウイルス感染症に関する通知が発出されたと称して、添付ファイルを開くよう誘導するメールが送られてきた。
- ・携帯電話事業者を名乗る者から、「政府の要請を受けて給付金を送るので記載されたURLから申請するように」という内容のメールが送られてきた。

上記の手口自体は従来とあまり変わらないものですが、社会的な不安につけ込んで警戒のハードルを下げさせているのが悪質な点です。取引がある相手からの連絡でも、事実関係を確認した後に返信するなど、ひと呼吸置いたうえでの判断が大切になります。

■各種アカウント情報の管理徹底を

また記憶に新しいのが、身に覚えのないキャッシュレス決済サービス(〇〇ペイ等)を通じて、知らないうちに銀行口座から出金される手口です。これは犯罪者が不正に入手した口座情報などをもとに、勝手にアカウントを開設してしまうことで被害が発生します。したがって対象の銀行口座を持っていると、該当の決済サービスを利用していなくてもお金を引き出されてしまう可能性があり、事前に防ぐことが難しい点が特徴の一つです。

警察庁では注意喚起として、「自分の銀行口座に不審な取引がないか利用明細等で確認する」「身に覚えのない取引があった場合は銀行または利用明細に記載されている決済サービス事業者に相談する」といった、早目の確認を呼びかけています。さらにこの手口に乗じて警察官を装い、「口座を停止する必要がある」などと誘導してキャッシュカードを騙し取ろうとする事例も確認されているため、このような連絡があっても応じないようにしましょう。

各種アカウント情報(ID・パスワード等)の管理についても基本的な内容ですが、改めて以下のような観点で管理を徹底することをおすすめします。

- ・他のサービスなどで使用していない、推測されにくいパスワードを設定する。
- ・2段階認証等の追加的な認証機能があれば積極的に利用する。
- ・アカウント情報流出などの疑いが生じた場合にはパスワードを変更する。

なお、警察官が電話などでパスワードを教えるように求めることはありません。サイバー犯罪は冷静になれば防げそうにも思われますが、言葉巧みな誘導でその冷静さが奪われることで被害につながっています。心構えとしては「自分も被害に遭うかもしれない」「既に被害に遭っているかもしれない」と、普段から危機意識を持つことが大切な財産を守るカギになるかもしれません。

参照:警察庁「令和2年度上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R02_kami_cyber_jousei.pdf

(株式会社セールス手帖社保険FPS研究所 教育企画部 栗原賢二)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
(氏名) ライフプランナー 土屋 敬
(住所) 〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463
(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

期限延長などの当面の税務上の取扱は継続

■ 今後期限が到来するものの期限延長も継続へ

国税庁においてこれまで抑制していた新規の税務調査を進める方向に進むなど、執行面に変化が出始めてきている。その変化の中、コロナ禍の「当面の税務上の取扱」がいつまで利用できるのかと感じている声が多々ある。結論としては現時点での取扱に変更はない。

申告・納付などの期限の個別延長について、今後期限が到来するものについても、これまで通り「やむを得ない理由」により、申告書や決算書類などの国税申告・納付の手に必要な書類などの作成が遅れ、期限までに申告・納付などを行うことが困難な場合には、引き続き認められる。

■ 感染拡大により外出を控えている場合も含まれる

前述の「やむを得ない理由」として国税庁は下記のように記している。

期限が延長される税務上の取扱全体に共通するものとしては、以下の状況などになることにより、期限までに申告が困難な場合についても「やむを得ない理由」に該当する。

- ①感染症に感染した方がいる
- ②体調不良などにより外出を控えている方がいる
- ③平日の在宅勤務を要請している自治体に居住している方がいる
- ④感染拡大により外出を控えている方がいる
- ⑤その他の理由であっても感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合

参考: 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱に関するFAQ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>

国税庁「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

個別延長が認められた場合には、「やむを得ない理由」がやんだ日から2ヵ月以内に申告・納付などを行う必要がある。また、「理由がやんだ日」は、個別指定の申請をした者が、申告・納付などの行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日をいうことから、延長される期間は納税者ごとに異なることに注意されたい。

■ 申告が必要と思われる場合は個別連絡がありうる

個別延長では、無申告との区別が不明確となっている。別途、延長の申請書などを提出する必要がなく「やむを得ない理由」がやみ、申告を行う際には、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記すればよいのである。このことから、いつからが無申告として取り扱われるかが気になるところであるが、申告が困難であるなどの「やむを得ない理由」やその「理由がやんだ日」は納税者ごとに異なるため、コロナの収束が見えない現状においては、一律に（この日までに申告がなければ無申告になるという期限）設けることは設定されていない。

そのため、申告が必要と思われる者については、個別連絡の上で、事情を説明することを求められるケースもあるようだ。また、個別延長が認められた申告についても、後々の税務調査において「やむを得ない理由」の説明を求められる場合があるので、注意されたい。

(岩成 直哉 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp